

## 子ども・子育て支援新制度の概要

### 子ども・子育て支援新制度について

○子ども・子育て支援新制度とは…

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しています。

【子ども・子育て支援新制度の主なポイント】

#### ① 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）の創設

- ・幼稚園や保育所などに対しこれまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園・幼稚園・保育所に共通の「施設型給付」が創設され、給付が一本化されます。
- ・新たな給付である「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つについても公的な財政支援の対象となります。

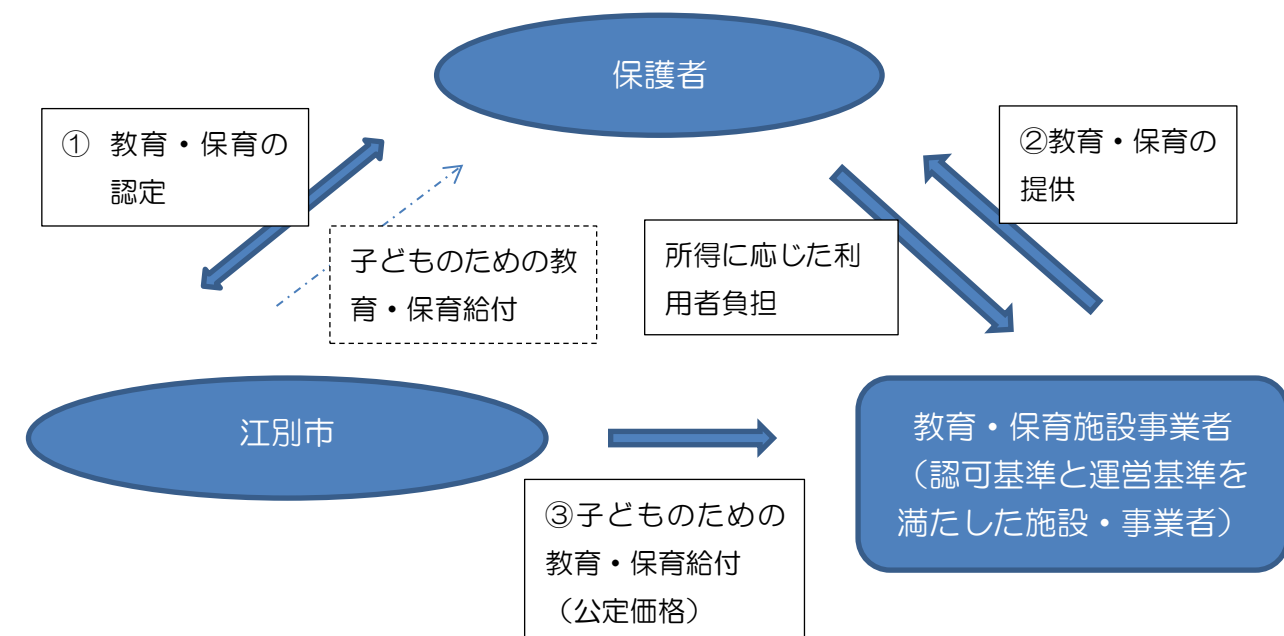
#### ② 認定こども園制度の改善

- ・今まで複雑なしくみであった幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされています。
- （既存の幼稚園や保育所からの移行については義務付けず、政策的に促進することとされています。）

#### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- ・消費税率引き上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。
- ・保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、「全ての子育て家庭を対象に」地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実されるため、利用者支援事業、地域子育て支援事業などを、「地域・子ども子育て支援事業」として位置づけ、拡充を図ることとされています。

### 新制度の教育・保育サービス利用イメージ



新しい制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市に行い、それに基づいて市が認定を行います。（①）

認定を受けた保護者が、認可され運営の基準を満たした施設や事業者を利用したときに（②）、市から給付が行われる（③）仕組みとなります。

※給付は、保護者に対する個人給付ですが、确实の教育保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者にかわり給付を受ける仕組み（法定代理受領）となります。

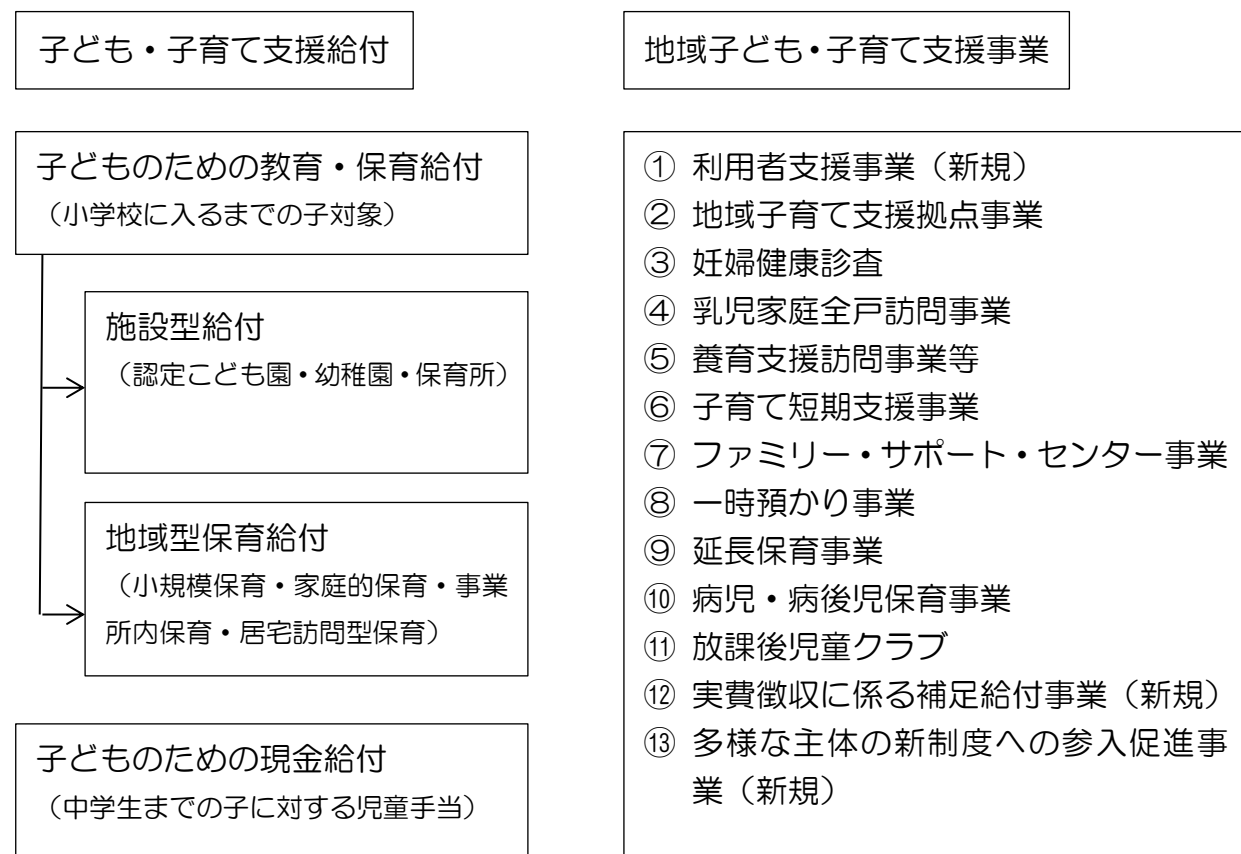
#### 【公定価格】

今までの私学助成（幼稚園）、運営費補助等（保育所）について、公定価格を基にした施設型給付に一元化されます。また、公定価格は、認定の区分ごとに応じ設定される見込です。

公定価格の骨格部分については平成25年度中に加算等の取り扱いも含め概ね整理されており、5月を目途に公定価格の案が示される予定となっています。

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 新制度における給付・事業の全体像



### 【地域型保育事業】

地域型保育事業は、地域における多様なニーズにきめ細かく対応するものとして、新制度における3号認定児童（0～2歳で保育が必要認定された児童）に対し保育を提供するために新制度において創設された。

小規模保育事業	利用定員6人以上、19人未満の小規模な保育事業で、保育形態に応じて、A型（保育所分園型）・B型（中間型）・C型（グループ型小規模保育型）の3区分がある。
家庭的保育事業	利用定員5人以下の保育事業であり、家庭的雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施するもの。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもので、利用定員に定めはない。地域型保育給付の対象となるには、定員の一定割合について地域枠を設ける必要がある。
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本するきめ細かな保育を提供するもの。

※グループ型小規模保育型（小規模保育事業C型）については、事業の特色から定員を10人以下とする方向性が示されている。

## 新制度の主な内容

○保護者の方には

### 【幼児教育・保育サービス等利用に係る認定】

・幼児教育・保育サービス等を受けようとする際は、必ず市に保育の必要性についての認定申請を行った上で、認定証の交付を受け、教育・保育サービスを受けることとなります。

### 【地域の子育て支援の充実】

・新制度では、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなり、地域の様々な子育て支援が充実されます。

### 【保育の必要性の事由の拡大】

・保育所などの保育を希望する場合の事由について、現行の保育に欠ける要件の範囲から拡大され、より保護者の方の状況に応じた利用が可能となります。

○施設・事業者の方には

### 【給付体系の一体化】

・今まで幼児教育・保育については、別々の制度に基づき補助がなされていましたが、新制度では施設型給付・地域型保育給付へ一体化され、公定価格をもとに全て市を経由の上、給付を受けることとなります。

### 【地域型保育事業の創設】

・新たに地域型保育事業が創設され、定員20人未満の小規模保育事業等についても、地域型保育給付として公費負担の対象とされました。

### 【認可・確認について】

・新制度における施設型給付・地域型保育給付対象の施設・事業所となるためには、あらかじめ認可を受け、その上で新制度における給付対象施設等であることの確認が必要とされました。

○市は

### 【認定書交付】

・施設型給付・地域型保育給付を受ける際には、必ず市が認定の上認定書を交付することとなります。

### 【認可・確認等に係る条例制定等】

・新制度における施設型給付対象施設等の確認基準、地域型保育給付対象施設等の認可基準、確認基準などを、それぞれ新たに条例において定める必要があります。

### 【計画の策定】

・新制度における施設型給付等の必要な児童に対して適切に提供する体制を整えるため、施設型給付等の利用見込み及び利用定員等を、新たに策定する子ども・子育て支援事業計画において年度ごとに定める必要があります。

## 子ども・子育て支援新制度の概要

### 保育の必要性の認定基準について

新制度では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給するしくみとされており、保育の必要性の認定に当たり、国は①「事由」、②「区分」、③「優先利用」について基準を定めることとされています。現時点での国の方針は以下のとおりとなります。

#### (1) 事由

現行の保育に欠ける事由	新制度における保育の必要性の事由 (国の案)
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）	○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用して <del>いる</del> 子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

#### (2) 区分

保育標準時間	両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合（11時間）
保育短時間	両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合（8時間）

#### 認定区分の種類

	保育を必要とする。		保育を必要としない	
	3号認定	保育標準時間 保育短時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間
3歳未満児	3号認定	保育標準時間 保育短時間	—	
3歳以上児 (小学校就学前)	2号認定	保育標準時間 保育短時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間

・上記の認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。

		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○	○※2
	保育所	—	○	○
	幼稚園	○	—	—
地域型	小規模保育	—	—	○
	家庭的保育	—	—	○
	居宅訪問型保育	—	—	○
	事業所内保育	—	—	○

※1 幼保連携型は、定員設定しなことも可能です。

※2 定員設定しないことも可能です。

#### (3) 優先利用

新制度における優先利用対象項目（国の案）
・優先利用事項は以下のとおり ひとり親家庭、生活対応保護世帯、生計中心者の失業により、就労の可能性が高い場合、虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合、子どもが障害を有する場合、育児休業明け、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合、小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童、その他市町村が定める事由

※ 新制度に伴い、「保育に欠ける要件」が「保育が必要な要件」となることなどから、既存の「江別市保育の実施に関する条例」の改廃も含めた条例・規則の整備を行う予定。

## 子ども・子育て支援新制度の概要

### 新制度における「認可」と「確認」について

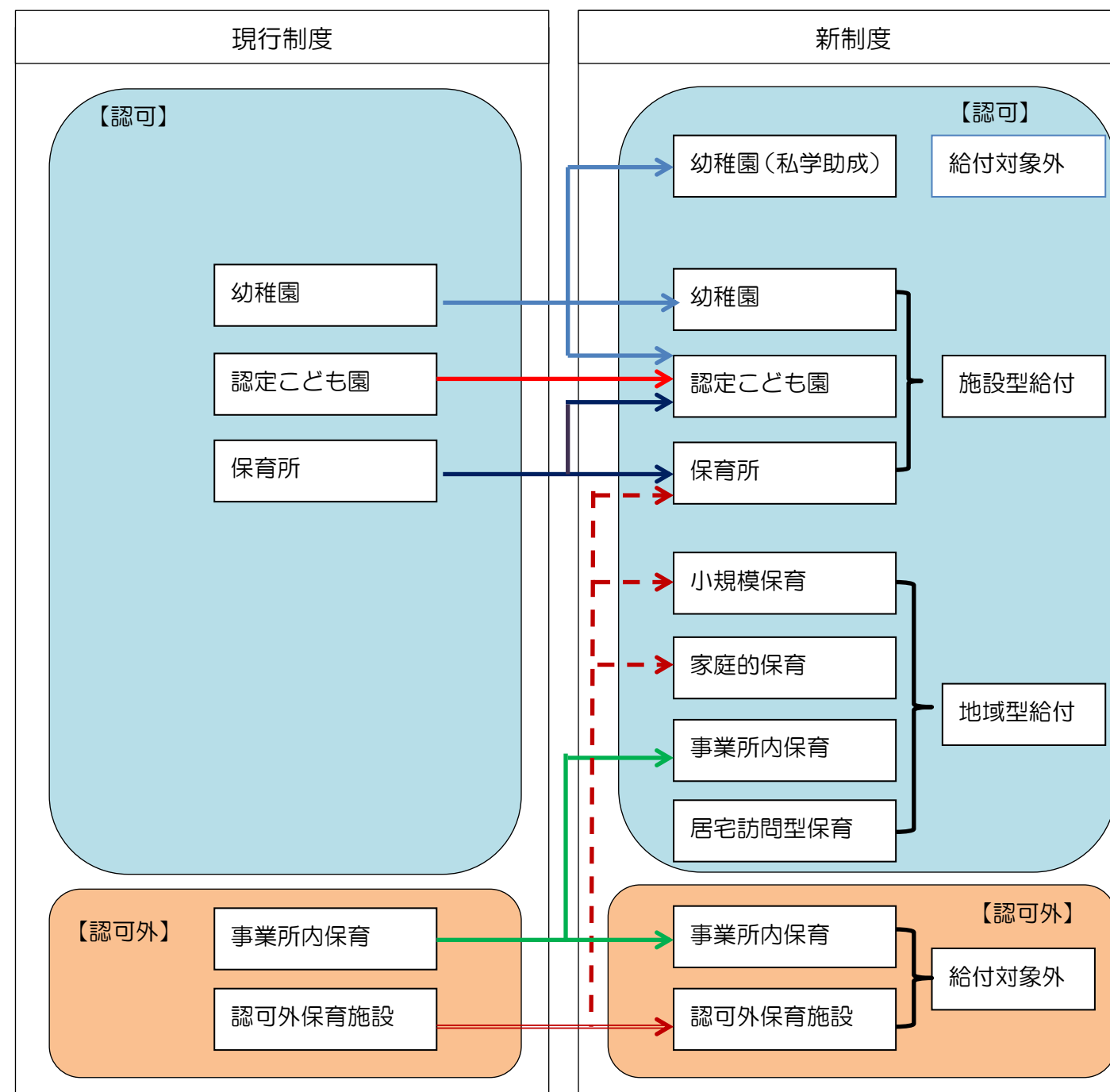
	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	江別市	江別市
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を新たに条例で定める必要があります。

- ※「認可」とは、学校教育法、児童福祉法などに基づく認可基準を満たしていることをいう。
- ※「確認」とは、上記の認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象となる施設・事業であると確認すること。
- 上記の「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。
- ※事業所内保育事業が域型給付対象となるには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

※ 新制度を実施するに当たり必要な基準について以下のとおり条例を定める予定  
 (仮称)江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例  
 (仮称)江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例

### 現行制度から新制度への移行の主なパターン



- ※各施設等の主な移行パターンを示したものであり、すべてのパターンを図示しているわけではありません。
- ※一部の幼稚園や事業所内保育、認可外保育施設など、新制度に移行しない場合があります。

## 子ども・子育て支援新制度の概要

### 地域子ども・子育て支援事業について

#### (1) 利用者支援（新規）

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に使用できるよう、身近な場所で支援を行う。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するもの。

#### (3) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、市町村が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことと規定しており、また、妊婦健診の実施については、厚生労働大臣が「望ましい基準」を策定することとされた。実施基準については、現在の母子保健課長通知と同程度の水準となる見込み。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

#### (5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業

#### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

保護者が疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。（ショートステイ）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。（トワイライトステイ）

#### (7) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。

#### (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かる事業

より子ども・子育て家庭のニーズに応えるために、新制度後においては、幼稚園の預かり保育を一時預かりへ移行するなど対応を強化する予定

#### (9) 延長保育事業

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。

#### (10) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業。

#### (11) 放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後の適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る。

放課後児童クラブの運営等に係る基準については、新制度移行に伴い市が定めることとされたが、国の社会保障審議会児童部会においておおむねその内容が整理された。

**※ 国の示した内容にもとに、放課後児童クラブに係る運営等に係る基準条例を制定する。**

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

現在、子ども・子育て会議において公定価格の議論の中で、実費徴収に係る補足給付を行う事業についても併せて議論を進めている。

#### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保や、新制度において住民ニーズにそった多様なサービスを進めていく中で、民間事業者の参入促進などの観点から効果が高いと考えられる事業を検討。

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要（国の案）

○地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育）では、保育の増大に機動的に対応できるように、客観的な基準を定め、それに適合することを求めることとされ、①社会福祉法人。学校法人以外のものに対しては、経済的基盤、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可することとしている。

○国が定める基準において、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」は以下のとおり

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資格、員数</li> <li>乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの。</li> </ul>	左記以外のもの

## 【認可基準の具体的な各項目】

		家庭的保育事業	小規模保育			事業所内保育	居宅訪問型保育
			A型	B型	C型		
職員数・ 資格要件	職員数	0～2歳児 3：1 補助者を置く場合5：2	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	} +1名		0～2歳児 3：1 補助者を置く場合5：2	0～2歳児 1：1
	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員19名以下⇒小規模保育A、B型と同様	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める者
給食（自 園調理）	給食	自園調理（連携施設からの搬入可）					—
	設備	調理設備				定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
	職員	調理員（連携施設からの搬入を行う場合は不要）					—
設備・ 面積 基準	居室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室、2歳児 保育室			—	
	屋外遊戯場	適当な広さの庭（代替地可）	屋外遊戯場（付近の代替地可）			—	
	居室	3.3㎡/名 (最小面積9.9㎡)	乳児室・ほふく室 3.3㎡/名 保育室 1.98㎡/名	乳児室・ほふく室・保育室 3.3㎡/名	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育A、B型と同様	—	
	屋外遊戯場	3.3㎡/名（2歳児）					—
連携施設 等	連携施設	連携施設の設定が必要				定員19名以下の場合、連携施設の設定が必要	一律には求めない
	嘱託医	自ら確保する場合、連携は不要（連携施設の嘱託医に対して連携を介して委嘱することも可能）					—

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要（国の案）

○新制度においては、学校教育法・児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付を支払う仕組み。

○教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準を満たすこと。②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。

○このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市が条例として定める必要がある。また、条例を定める際の「従うべき基準」、「参酌すべき基準」は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員</li> <li>・施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの。</li> </ul>	左記以外のもの

○また、上記に加え、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、①業務管理体制の整備と、②教育・保育に関する報告及び公表が求められている。

### 確認制度における利用定員の考え方と運営基準（案）

○利用定員の考え方

- ・利用定員設定に際しては、①保育所⇒20人以上、②認定こども園⇒20人以上、③幼稚園⇒最低定員を設けない。
- ・利用定員の設定に際しては、①1号⇒3～5歳、②2号⇒3～5歳、③3号⇒0歳、1～2歳の区分とする。

○運営基準

分類	主な検討事項（案）	分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約 応諾義務（正当な事由のない提供拒否の禁止） 定員を上回る利用申込があった場合の選考 支給認定証の確認、支給認定申請の援助 など	管理・運営等に関する基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示 秘密保持・個人情報管理 非常災害対策・衛生管理等 事故防止、事故発生時の対応 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 苦情処理 会計処理（会計処理基準、区分経理、使徒制限等） 記録の整備
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 子どもの心身の状況の把握 子どもの適切な処遇（虐待の禁止を含む） 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 利用者負担の徴収、（実費徴収、上乗せ徴収含む） 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱）		撤退時の基準 確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

## 放課後児童クラブの設備及び運営に係る基準について（国の案）

○新制度において、市内の放課後児童クラブ（放課後児童会）に係る設備及び運営の基準を条例で定めることになる。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

条例を定めるに当たっては、放課後児童クラブに従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従うものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。  
（改正児童福祉法第34条の8の2第2項）

○厚生労働省令で定める基準については、社会保障審議会児童部会の専門委員会で検討が進められ、平成25年12月25日に報告書がまとめられたところであり、同省令もこの報告書に沿った内容となる見込みである。国の基準案の概要は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
<p>○従事する者に関するもの 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、教諭免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。</p> <p>○職員数に関するもの 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>○集団の規模に関するもの 児童の集団の規模はおおむね40人まで ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。</p> <p>○施設・設備に関するもの 専用室は児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。</p> <p>○開所日数・時間に関するもの 開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</p> <p>○その他の基準 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。</p>